

[一般] タブの [扶養親族等] を確認すると、扶養親族等が 2 人になっています。



実務対策

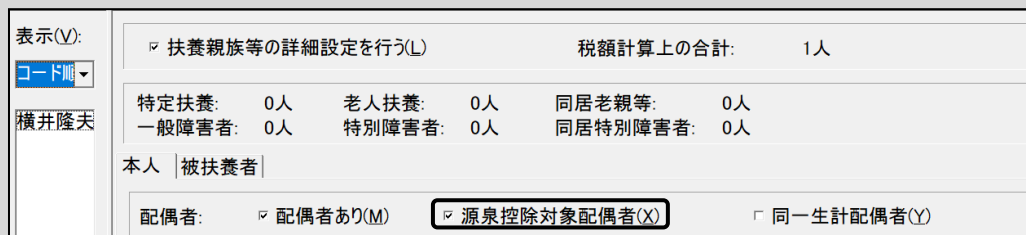


令和 2 年より配偶者控除及び配偶者特別控除の改正がありました。

これに伴い、配偶者について、扶養親族数の計算方法や、年末調整の控除額などが変更されます。詳しい改正内容については国税局のホームページでご確認ください。弥生給与では以下の通りに設定をしてください。

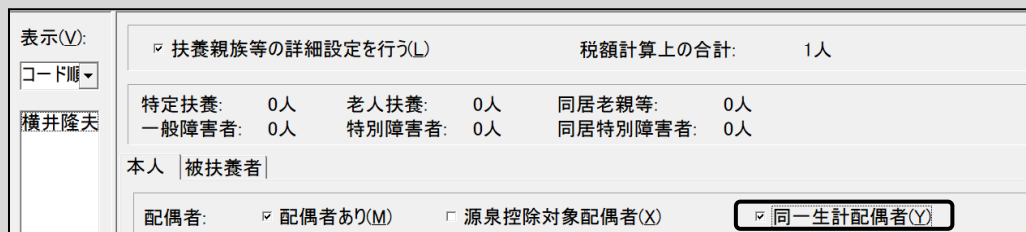
1) 配偶者が「源泉控除対象配偶者」に該当する場合

給与所得者の合計所得が 900 万円以下、配偶者の合計所得が **95** 万円以下の場合



2) 配偶者が「同一生計配偶者」に該当する場合

配偶者の合計所得が **48** 万円以下の場合





扶養親族の内容について説明します。

扶養親族等

表示(V): コード順

削除 行追加 行挿入 セレクト 123 マイナンバー 印刷 ヘルプ 閉じる

☒ 扶養親族等の詳細設定を行う(L) 税額計算上の合計: 2人

特定扶養: 0人 老人扶養: 0人 同居老親等: 0人
一般障害者: 0人 特別障害者: 0人 同居特別障害者: 0人

本人 被扶養者

配偶者

名前(N): 横井 純子 生年月日(B): 1980/06/20 同居(G): ☒
フリガナ(H): ヨコイ ジュンコ 扶養区分: 対象外 非居住者(H): ☐
障害者(D): 対象外

扶養親族

氏名	フリガナ	続柄	生年月日	扶養区分	同居	非居住者	障害者
横井 彰	ヨコイ アキラ	長男	2004/07/20	一般	○	×	対象外

ここで設定する扶養親族の情報は、年末調整で決定される最終的な年税額に反映します。弥生給与では、生年月日を入力すると「扶養区分」が自動で判定されます。それ以外の項目（上図※1）については必要に応じて設定してください。詳しい操作方法については、ヘルプをご確認ください。

被扶養者	内容
控除対象配偶者	所得者と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が 1,000 万円以下の人
老人控除対象配偶者	控除対象配偶者のうち、年齢 70 歳以上の人
扶 養 親 族	所得者と生計を一にする親族で、合計所得金額が 48 万円以下の人
控除対象扶養親族	扶養親族のうち、年齢 16 歳以上の人
特定扶養親族	控除対象扶養親族のうち、年齢 19 歳以上 23 歳未満の人
老人扶養親族	控除対象扶養親族のうち、年齢 70 歳以上の人
障害者（特別障害者）	所得者本人やその控除対象配偶者、扶養親族で、規定で定めた内容に該当する人
寡婦	所得者本人が夫と離婚、死別した後、婚姻していない人で、扶養親族又は生計を一にする子のある人、また、合計所得金額が 500 万円以下の人
特別の寡婦	寡婦のうち、扶養親族である子を有し、かつ、合計所得金額が 500 万円以下の人
寡夫	所得者本人が、妻と離婚、死別した後、婚姻していない人で、生計を一にする子があり、かつ、合計所得金額が 500 万円以下の人
ひとり親	所得者本人が、婚姻をしていない、または配偶者の生死の明らかでない人で、生計を一にする子があり、かつ、合計所得金額が 500 万円以下の人
勤 労 学 生	所得者本人が規定で定めた学校等の児童、生徒、学生又は訓練生であること

上記の内容は国税庁の資料より一部を抜粋しております。導入年度により、上記に記載している名称などが異なる可能性があります。詳しい内容につきましては、国税庁のホームページでご確認ください。